

建不第114号
令和2年4月21日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言
の区域変更等について(依頼)

本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容につきましては、御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策に関して、4月16日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域を全都道府県へと変更するとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことから、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より通知がありました。

つきましては、貴団体の構成員の皆様には、県が実施する追加措置内容を速やかに周知いただくとともに、これまで実施いただいている感染拡大防止の取組を引き続き徹底いただきますよう御協力をお願いいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んでまいりますので御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

<4月20日 知事ビデオメッセージURL>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/net-tv/kfk/kenfuku/0420mes-chiji.html>